

令和 5 年 4 月 1 日
特定非営利活動法人
一宮まごころ
代表 武保 直美

処遇改善についての内容

令和 5 年度の、介護保険訪問介護事業・通所介護事業・障害福祉サービス居宅介護及び放課後等デイサービスにおいて、介護職員処遇改善加算 I 及び介護職員特定処遇改善加算 II・ベースアップ加算を申請し、下記の賃金改善を行います。よろしくご周知ください。

処遇改善加算 I

- ・非常勤職員：介護保険訪問介護・介護予防相当サービス・障害福祉サービス（居宅介護・同行援護）の時給を 70 円増額する。
- ・非常勤職員：共生型 通所介護の時給を 50 円・看護師資格者 200 円増額する。
- ・非常勤職員：障害福祉サービス放課後等デイサービスの時給を 120 円・児童指導員 200 円増額する。
- ・非常勤職員：「祝日・休日手当」基本の時給に 100 円増額する。
- ・非常勤職員：年次有給手当を支給する。
- ・訪問介護員勉強会参加手当月額支給（2,000 円/回）
- ・通所介護・児童デイ勉強会は時給支給
- ・資格手当月額支給（介護福祉士手当 3,000 円：但し月 5 日以上勤務に限る）
- ・昇給の勤続手当月額支給：5 年勤続者に 1,000 円支給、その後 5 年毎に 200 円ずつ昇給。
- ・常勤職員：一時金 1,500 円/月支給

特定処遇改善加算 II

- ・介護福祉・社会福祉・保育士等資格のある職員（10 年以上勤務）月額 6,000 円支給。
常勤職員は更に月額 10,000 円支給。（非常勤職員は月 30 時間以上勤務）
- ・上記の資格があり 10 年未満の勤務者及び資格がなく 10 年以上の勤務者は月額 5,000 円支給。常勤職員は更に 10,000 円支給。（非常勤職員は月 30 時間以上勤務）
- ・10 年未満の勤務者（非常勤職員は月 60 時間以上勤務）は月額 4,000 円支給。
常勤職員は 10,000 円支給。
- ・介護に携わらない職員（送迎運転者・事務員）月額 1,000 円支給（5 日以上勤務）
- ・常勤・非常勤職員の賞与を増額する。

ベースアップ加算

- ・非常勤職員の介護に関わる交通費 10 円/kmを増額する。
- ・常勤職員（介護福祉・社会福祉士・保育士等有資格者）月額 10,000 円を支給する。
- ・常勤職員の祝日手当 800 円/日を支給する。

キャリアパスについて

賃金改善はもとより、介護職員の定着を図るために、能力・資格・経験に応じた処遇が重要と考えます。下記の『キャリアパス要件』に基づき、当事業所ではその取り組みを行います。

◇キャリアパスについて

1. 資質向上のための目標

- ①利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供するために、介護職員の技術の向上に努める。
- ②介護福祉士取得の向上

2. 具体的な取り組みについて

- ①介護職員との意見交換会の実施（年 1～2 回）
- ②介護技術・コミュニケーション能力等の勉強会実施（勉強会は訪問介護部門・通所介護部門・児童デイ部門に分けてそれぞれ行う）
- ③介護福祉士等資格取得のための支援（受講料の半額を支給援助、事業所主催の勉強会及び介護技術指導）
- ④介護福祉士等取得者に月 5,000 円支給（10 年以上の勤務者には 6,000 円/月、但し、月 30 時間以上勤務）
- ⑤事業所が要請した介護研修への受講援助（研修費用及び実費交通費・時給支給）

職場環境等要件の取り組み

◇入職促進に向けた取組

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

◇資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動

◇両立支援・多様な働き方の推進

- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

◇腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間勤務労働者等も可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

◇生産性向上のための業務改善の取組み

- ・高齢者の活躍（居室やフロアの等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化

◇やりがい・働きがいの醸成

- ・利用者本位のケア方針など介護保険・障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供